

「各種事務事業の取扱い」

15 商工・労働分科会（企業誘致）

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業 コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
343	40106	税の免除・助成金		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

343

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
15 商工・労働	04 企業誘致	01 企業立地の推進	06 税の免除・助成金
長岡市	中之島町	越路町	与板町
<p>1 工場等誘致奨励措置</p> <p>(1)目的 工場等の誘致を促進するため、奨励措置を行うことにより、その設置を容易にし、もって、地域産業の振興と安定的な雇用の増大を図る。</p> <p>(2)内容 固定資産税・都市計画税の3年間免除、特別土地保有税の非課税。 ・対象地域 工場等誘致条例で定める誘致地域 ・奨励措置 長岡市工場等誘致条例</p> <p>(3)条件 投下固定資産額が1億円以上で、常用雇用者数が5人以上の増加</p>	<p>1 工場等設置奨励条例</p> <p>(1)目的 町に工場等を設置する事業者に対し奨励措置を行うことにより、その設置を容易にし、町の産業の振興、発展及び雇用の安定を図る。</p> <p>(2)内容 ・操業の翌年から3年間固定資産税の免除 ・特別土地保有税の非課税</p> <p>(3)条件 ・公害の発生の恐れのないもの ・新設一固定資産の取得価格が3,000万円以上又は従業員数10人以上のもの ・増設一増設に要した固定資産の取得価格が1,500万円以上かつ従業員数が5人以上</p>	<p>1 工場誘致奨励事業</p> <p>(1)目的 町内に工場を新設し、又は増設する者及び移転を行う者に対して、奨励措置を行うほか便宜を供することにより、その設置を容易にし、本町産業の振興発展を図ることを目的とする。</p> <p>(2)内容 ・奨励措置 町長は、指定対象について操業開始の日の属する年の翌年4月1日から3か年間固定資産税を免除する。 ・便宜供与 建設用地の斡旋、町長が必要と認める便宜等。</p> <p>(3)条件 新設 投下固定資産総額8,000万円を超え、かつ常用雇用者数5人以上 増設 投下固定資産総額5,000万円を超えのもの。 移転 移転に伴う投下固定資産総額8,000万円を超えかつ常用雇用者数2人以上</p> <p>2 農村地域工業等導入促進奨励事業</p> <p>(1)目的 農村地域工業等導入促進法の規定に基づく実施計画により定められた工業等導入地区のうち要件に該当する工場等を新設し、又は増設した者及び移転を行った者に対して奨励措置を行うことにより農村地域への工業等導入の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(2)内容 事業を開始した日の属する年の翌年4月1日から3か年間固定資産税を免除する。</p>	<p>1 工場誘致条例(奨励措置)</p> <p>(1)目的 町内に工場を新設し、又は増設する者に対し、奨励措置を行うほか便宜を供することにより、その設置を容易にし、本町産業の振興発展を図ることを目的とする。</p> <p>(2)内容 ・奨励措置 操業開始の日の属する年の翌年4月1日を初日とする年度以降3箇年度に係る固定資産税を免除。 本町産業振興が必要であると認めるときは更に2箇年度を限度として延長することができる。 ・便宜供与 建設用地の斡旋、町長が必要と認める便宜等。</p> <p>(3)条件 投下固定資産額が5,000万円以上</p> <p>2 農村地域工業等導入促進奨励事業</p> <p>(1)目的 農村地域工業等導入促進法の規定に基づく実施計画により定められた工業等導入地区のうち要件に該当する工場等を新設し、又は増設した者に対して奨励措置を行うことにより農村地域への工業等導入の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(2)内容 最初に課税すべき年度以降3箇年度の固定資産税を免除する。 本町産業振興が必要であると認めるときは、更に2箇年度を限度として延長することができる。</p>
三島町	山古志村	小国町	課 題
<p>1 工場誘致奨励措置</p> <p>(1)目的 工場等を設置する企業に対し、奨励措置を行うことにより、その設置を容易にして、町の産業振興並びに雇用の安定を図る。</p> <p>(2)内容 3か年度に係わる固定資産税を免除。</p> <p>(3)条件 新設 ・投下固定資産税3000万以上 ・常時雇用者数10人以上 増設 ・投下固定資産税2000万以上 ・増加する常時雇用者数5人以上</p>	<p>1 工場設置奨励事業</p> <p>(1)目的 山古志村に工場の新設、増設、移設する者に対し、奨励措置を行うことにより、産業振興を図る。</p> <p>(2)内容 操業開始日の属する年の翌年から3か年度に係る当該固定資産税の減免。</p>	<p>1 企業誘致条例(奨励措置)</p> <p>(1)目的 工場又は事業所の設置を促進するための奨励措置を行う。</p> <p>(2)内容 3年間、新設又は増設部分に対する固定資産税を免除。</p> <p>(3)条件 投下固定資産2,100万円以上</p>	<p style="text-align: center;">調 整 方 針 案</p> <p>当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。</p>